6．不要財産に係る国庫納付等関係

①不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種　類	取　得　価　額	取　得　財　源
建　物	2,409,000円	労働保険特別会計　政府出資金
構　築　物	274,000円	
土　地	98,814,000円	
計	101,497,000円	

②不要財産となった理由

業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。

③国庫納付等の方法

不要資産の譲渡により生じた収入に係る国庫納付による。

④譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

210,415,000円

⑤国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

105,000円

⑥国庫納付等の額

210,310,000円

⑦国庫納付等が行われた年月日

平成23年3月30日

⑧減資額

101,497,000円

7．資産除去債務関係

①賃借地に設置する有形固定資産に係る除去債務

当機構が設置する地域職業センターのうち、賃借地に当機構が設置する建物等については、不動産賃貸借契約に基づく賃借地の返還時における資産の除去に係る債務を資産除去債務として認識しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象資産に係る耐用年数（２～50年）、割引率は耐用年数に応じた長期国債利回り（0.163～2.285%）を採用しており、これによる当事業年度における当該債務の残高の推移は、次のとおりであります。

期首残高	23,914,565円
時の経過による調整額	541,600円
期末残高	24,456,165円

②竹芝本部事務所の原状回復義務

当機構の竹芝本部事務所の賃貸ビルについて、不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務により敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を、敷金の償却として処理しております。

使用見込期間の算定にあたっては、「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成23年政令第166号。以下「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」という。）により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）㈱の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年３月31日とすることとなったことから、当該期限日を基準日としております。

これによる当事業年度期首時点で回収が最終的に見込めないと認められる額は、64,781,400円であり、当期末時点では、当期償却額5,064,900円を加えた69,846,300円であります。

注：「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年４月27日法律第26号。以下「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」という。）により、当機構は平成23年10月１日において、名称を高齢・障害・求職者雇用支援機構に改めることとされております。

③賃借事務所の原状回復義務

当機構が設置する地域障害者職業センターのうち、敷金を預託した上で賃貸ビルに入居するものについては、不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を、敷金の償却として処理しております。

使用見込期間の算定にあたっては、過去の賃借事務所に係る移転・退去実績をもとに5年間と見積もり、これによる当事業年度期首時点で回収が最終的に見込めないと認められる額は、73,136,113円であり、当期末時点では、当期償却額12,125,963円を加えた85,262,076円であります。

8．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第47条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有しておりません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、差入敷金及び保証金は、主に施設の賃貸借契約による差入預託保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	16,765,576,807	16,765,576,807	—
⑵未収金	352,532,988		
貸倒引当金（※）	△ 22,337,056		
	330,195,932	330,195,932	—
⑶金銭の信託	10,000,000,000	10,469,962,850	469,962,850